

令和8年度も実施します！

## 「上松町結婚新生活支援補助金」について

町内における結婚とそれに伴う新生活への支援のため、以下のとおり補助金を交付します。交付を希望される方は申請書及び必要書類を企画政策係まで提出してください。ご不明点などお気軽にお問い合わせ下さい！

### 【制度の概要】

交付対象要件	対象経費・対象期間	補助額	申請期限
1、令和5年3月1日以降に婚姻届を提出していること。 2、夫婦の双方が、上松町の住民基本台帳に記載され、補助金申請日から <b>5年以上本町に居住する意思</b> を有すること。 3、夫婦の双方が婚姻届提出日において <b>39歳以下</b> であること。 4、下記(A)により算出した夫婦の合計所得が <b>500万円未満</b> であること。 5、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 6、過去において、夫婦のいずれかが、この要綱に基づく補助金を受けていないこと。 7、町税等に滞納がないこと。 8、夫婦の双方が申請年度にライフデザイン講座等の受講をしていること。 9、夫婦の双方が暴力団員でないこと。	<b>①住居費</b> (婚姻を機に支払った住宅の新築費用、購入費用、賃借料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等) <b>②引越費用</b> (転居先住宅への引越しに伴い支払った引越業者・運送業者への支払費用) <b>③リフォーム費用</b> (婚姻を機に住宅をリフォームした工事費用 ※家電の購入・設置費用は除く)  <b>対象期間</b> 婚姻届提出日または、同居開始日 (※)～ 年度末(3月31日) ※婚姻届を提出した年度の4月1日より以前の支払は対象外	対象期間内に支払われた①～③の合計額に対し 上限 <b>30万円</b>  夫婦が共に <b>29歳以下</b> の場合 上限 <b>60万円</b>	婚姻届を提出した年度の末日  ※ただし 1月～3月に結婚した夫婦は次年度申請が可能

【所得算出方法(A)】 (a) 夫婦の合計所得 - (b) 夫婦の合計貸与型奨学金年間返済額 = (c) 算出額

例、夫：年収400万円(所得276万円) 奨学金年返済額42万円(月々3.5万円)  
妻：年収380万円(所得260万円) 奨学金年返済額30万円(月々2.5万円) の場合

(a) 536万円 - (b) 72万円 = (c) 464万円 ←500万円未満のため交付対象

・(c) 算出額が500万円以上の方は申請できません。

### 【必要書類】

- (1) 上松町結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書【様式第1号】
- (2) 婚姻届受理証明書 or 婚姻後の戸籍謄本
- (3) 直近の所得証明書等
- (4) 納税証明書
- (5) 奨学金の返済額が分かる書類
- (6) 物件の請負契約書写・領収書等写
- (7) 物件の売買契約書写・領収書等写
- (8) 物件の賃貸借契約書写・領収書等写
- (9) 住居手当支給証明書【様式第2号】
- (10) 引越費用の領収書写

※(5)～(10)は、それぞれ該当する資料のみ提出してください。

※(3)～(5)は夫婦2名分を提出してください。また、共働きの場合は(9)も2名分提出してください。

申請に関するお問い合わせは、上松町 企画財政課 企画政策係 (TEL: 0264-52-4901) まで

○「上松町結婚祝金」もご活用ください！

対象となる夫婦へ現金20万円と商品券5万円分を支給しています。詳細は町HPをご覧ください→

